

2024（令和6）年度 第1回伊賀地区福祉有償運送等運営委員会 会議録

- 【日時】 2024（令和6）年7月3日（水） 午後2時～3時
- 【場所】 伊賀市役所2階 202、203会議室
- 【出席者】 中平会長、芦木副会長、井上委員（代理 中川氏）、喜多委員、前田委員、北森委員、高橋委員、福本委員、石野委員、尾上委員、溝端委員、浅利委員、古市委員、大西委員（代理 西内氏）
- 【欠席者】 福嶋委員
- 【傍聴者】 0名
- 【事務局】 伊賀市介護高齢福祉課：三根課長、濱田係長、出山主任、樺職員
名張市障がい福祉室：福田室長、大浜係長、係長高磯室員
伊賀市障がい福祉課：稲垣課長、池住係長

（事務局）

定刻となりましたので、ただ今から、2024年度第1回伊賀地区福祉有償運送等運営協議会を始めさせていただきます。

皆さまにおかれましては、公私ともご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。私、伊賀市介護高齢福祉課の樺と申します。本日はよろしく願いいたします。

なお、本日、比自岐地区住民自治協議会の福嶋様におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

また、設置要綱第8条第5項の規定により伊賀市企画振興部 交通政策課 井上様につきましては中川様に代理でご出席いただいております。

また、今回、関係部署としまして、伊賀市障がい福祉課からも出席いただいております。

それでは、会議の開催にあたりまして、事務局である伊賀市介護高齢福祉課長 三根より挨拶させていただきます。

（伊賀市介護高齢福祉課長）

失礼いたします、伊賀市役所健康福祉部介護高齢福祉課課長の三根です。

本日は令和6年度第1回伊賀地区福祉有償運送等運営協議会に、公私何かとお忙しい中ご出席を賜りましたことをお礼申し上げます。

さて、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、1年が経過しました。メディアやネット等で報道されていることを聞きますと、コロナ禍以前に戻ったように、旅行などで外出する機会が国内外で増加しているということも聞かれますし、ひと月に日本を訪れる外国人観光客の数も過去最高を記録したと聞いております。交通やそれ以外のさまざまな分野でコロナ以前に戻る、コロナ以前を凌ぐ勢いである、ということをお聞かせいただいております。順調に景気も回復するのかな、と思っているところでございます。

話は変わりますが、伊賀市におきましては、今年の3月に、「伊賀市高齢者輝きプラン（第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）」を策定いたしました。

その中で、移動制約者が社会生活を送るうえで移動手段の安定した確保は必要不可欠であることを記載しており、引き続きさまざまな方面で取り組んでいく、ということも明記させていただいて、今後の運営、市役所としての取り組みを行っていきたいと考えております。

最後に当運営協議会は、道路運送法の規定に基づき、福祉有償運送並びに過疎地有償運送の定期的な確保を通じて、福祉の向上と交通空白地域の解消を図ることを目的に、その必要性や運賃など、必要な事項を協議していただく会議でございます。

本日皆さま方には、事項書に基づき、ご協議いただくことをお願いいたしまして、簡単でございますが、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

(事務局)

早速ですが、当運営協議会の委員の交代がありましたので、ご報告させていただきます。資料23をご覧ください。No.9 中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官の鈴木様が、人事異動により2024年4月1日をもって委員を辞職され、新たに委員選出をいただき、中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官 石野 栄一(いしの えいいち)様に委員交代となりました。また、資料の変更ができておりませんが、No.5三重交通株式会社伊賀営業所 総務係長兼営業係長 田中 真一様につきましても人事異動により同じく三重交通株式会社 伊賀営業所 総務係長兼営業係長の高橋 拓也(たかはし たくや)様に交代となりましたので、ご報告させていただきます。なお、任期は2025年3月31日までとなります。よろしくお願い致します。

ここで、議事に入ります前に、事務局より資料の訂正のご連絡をさせていただきます。資料19の福祉有償運送運行状況一覧については、事前にお配りしておりますものから差し替えをよろしくお願いいたします。また、資料21名張育成会の更新登録申請書については、追加の資料を席に置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本会の成立についてご報告いたします。

本日の出席委員数は14名、欠席委員数は1名で、15名中14名の出席でございます。これは、伊賀地区福祉有償運送等運営協議会設置要綱第8条第2項の規定「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会議を進めさせていただくにあたりまして、事務局から3点お願いをさせていただきます。

1点目でございますが、本協議会は、伊賀地区福祉有償運送等運営協議会設置要綱第8条第3項の規定に基づき公開の会議といたしておりますので、傍聴者と報道関係者の入室を認めさせていただきます。ただし、個人情報を含む議事に関しましては、伊賀地区福祉有償運送等運営協議会設置要綱第8条第3項但し書きの規定に該当するため非公開とさせていただきます。

2点目でございます。審議会等の会議の公開に関する要綱第8条の規定により会議録を作成させていただきますので、本会場にレコーダーを設置し、音声録音させていただきます。

3点目でございます、円滑な会議運営及び会議録作成のため、発言の際は、挙手し、発言

許可の後をお願いします。以上でございます。

それでは、事項書の3に入らせていただきます。進行を会長へお渡しさせていただきます。よろしく願いいたします。

(会長)

皆さん、こんにちは。それでは会議の進行を務めさせていただきます。皆様のご協力なくして会議の進行はできませんので、ぜひともご協力の方、よろしく願いいたします。

それでは早速ですが、議事に入る前に、本会議の議事の5番につきましては、概ね2時30分頃に申請事業者の出席を依頼しておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは議事の3番、令和5年度下半期報告につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

失礼いたします、伊賀市介護高齢福祉課の出山と申します。よろしく願いいたします。

それでは令和5年度下半期の報告につきまして、事前に配布いたしました資料19「福祉有償運送運行状況一覧」の裏面をご覧くださいと思います。

運行状況におきましては、概ねの事業所について減少しております。増加していたのが、新規のほっとライフサービス桔梗さんを除いて3事業所のみとなりました。減少の主な要因としましては、死亡や施設入所などによる会員数の減少や、また今シーズンは早い時期からインフルエンザが大流行したり、新型コロナも5類に移行したとも言え感染状況自体あまり変わっていないことから、まだ外出控えがあるのかもしれませんが。

また、この下半期にふたつの事業所さんがそれぞれ2月末、3月末で登録を廃止されました。これによる減も要因のひとつになっているかと思われます。

さらに、事業所の抱える課題として慢性的な運転手不足があり、特に透析患者等、利用者が希望する曜日と時間帯が重なることで新規利用者を受け入れづらい現状があると聞いております。

その他の項目につきましては、記載の通りでございます。

事業所からの報告資料につきましては、別添資料1～18の通りでございます。

以上で報告を終了させていただきます。ご協議、よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。ただ今ご説明いただきました内容に関しまして、何かご意見ご質問あれば、ご発言をお願いいたします。

(委員)

資料19が、2枚あるんですけど、これについてご説明をお願いします。

(事務局)

事前にお配りさせていただいていた方なのですけれど、一番下の合計の数が、新規の事業所、18番のほっとライフサービス桔梗さんの合計数が入っていたりいなかったりしてお

りましたもので、申し訳ございません。今日お配りさせてもらった資料の方でご覧いただけたらと思います。

(会長)

その他、ございませんでしょうか。

(委員)

参考までに教えてください、18番のほっとライフサービス桔梗さんなんですが、会員が一気に211名増えてるようになって、認定者の方4名、車両4台となっておりますが、これ…すばらしい営業だと思うんですけど、混乱なく回ってるんでしょうか？

(事務局)

名張市の高磯と申します。今お伺いしたお話ですが、特に事業所の利用について、混乱があるということは現状聞いておりません。

(会長)

そのほか、ございませんでしょうか。

(委員)

すみません、直接違う話でもいいですか？

利用対象者のことで支局さんに確認したいことがあるんですけども、法的には「単独で公共交通機関の利用が困難な方」という括りになっていると思うんですけども、特に障がい者の方なんですけども、例えば知的障がい者等は自立支援のために学校に行くとかで公共交通機関を利用して、最初の方はヘルパーさんが付いて一緒に行かれていると思うんですけども、それ以外の所へ行くときに、単独では行かれないかたちなんですけども、その辺は、ヘルパーさんが付いているから、対象になるという考え方でいいでしょうか？

(運輸支局)

ヘルパーさんが必ず付いて外出されるということですか？

(委員)

繰り返して、ひとりで行けるように自立支援のために訓練をしている感じです。それをある程度覚えたらひとりで行く。そうすると公共交通機関にひとりに乗っているというかたちになりますよね。でも、それ以外のところに行く場合はひとりでは行けない。同行でヘルパーさんが付いてくれているという分には対象者かなと思うんですが、ひっかかるのは、単純に公共交通機関を使っているという前提がありますよね。その方は対象になるのかならないのか、っていうところなんですけど、例えば視覚障がい者で似たようなことが起きてくるかなと思うんですけど、その辺の解釈をどうしたらいいかなと。

(運輸支局)

基本的には「単独で公共交通機関が利用できない方」であれば対象となってくるんですけど、その判断がなかなか一概にきっちりこう、っていうのは難しいところでした。そこはもう、障がい者の手帳ですとか、医師の診断とかヘルパーさんの見立てですとか、そういうところをひっくるめて判断していく、というかたちだと思います。

(委員)

総合的に考えるっていうことで？

(運輸支局)

そうですね。

(委員)

事業所で判断するかたち…、事務局で判断してもらった方が…。

(会長)

意外に多いのかな、っていう感じはするんですよ。やっぱり利用者の方の利益を考えた方がいいのかなと僕は思うので。普段の決まったルートは行けるけど、それ以外は行けないのならば対象に加えていいんじゃないかなと思うんですけど。

(委員)

視覚障がい者でも同じようなかたちがあると思うんですけど。

(会長)

同じでいいのかなと思いますけど。それもこの会議で決めていいのかなと思いますけど。こっちはいいけどこっちはだめだよ、っていう感じではないと思うんで、やっぱり障がいのある方が制限なく移動できるようにしてあげる、という考えの方が素晴らしいかなと思います。

(委員)

分かりました、ありがとうございます。

(会長)

そのほか、ございませんでしょうか。

(委員)

資料18のことでお聞きしたいのですが。陸運局さんにお聞きした方がいいかもしれませんが、認可は「社団法人ほっとライフサービス桔梗」さんなんですが、車両の仕様をみたら「株式会社ほっとライフサービス桔梗」になっています。これは別によかったんでしょうか。

(運輸支局)

使用権限があれば大丈夫です。一般社団法人ほっとライフサービス桔梗さんが使いますよ、っていう。持ち込み車両と同じ解釈でOKです。

(委員)

個人やったらそういうのありますけど、法人でもいいんですか。

(運輸支局)

法人個人の別はないですね。

(委員)

では持ち込み車両と同じ感じで使ってもらおうという感じなんですね。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。そのほか、ございませんでしょうか。

よろしかったでしょうか。それでは議事の3につきましては、以上で終了とさせていただきます。続きまして議事の4番、登録法人の廃止について、ご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

資料20をご覧ください。こちらに廃止された法人さんを記載させていただいております。2つの事業所さんになります。ひとつは特定非営利法人さくらそうさんです。こちら令和6年3月1日に廃止で、理由としましては介護の事業所を併設しておりまして、そちらの事業所の閉所に伴い福祉有償運送も閉所ということになっております。

もうひとつは特定非営利法人すまいる24さんです。こちら令和6年3月31日で廃止ということで、理由としましては運転手の確保が難しくなったため、と聞いております。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。なにか、説明に関してご意見ご質問などございませんか。

よろしかったでしょうか。事業所の閉所、あるいは運転手の確保が困難、といったところが出てきましたので、今後新規の事業者さんが手を挙げたときにどうするのか、という判断基準になってきちゃうのかなという気はしますので、是非とも皆さん念頭においていてですね、もし新規の事業者が出てきた場合には、鼓舞しつつ、検討する必要があるのかなという風に思っている次第です。

よろしかったでしょうか。それでは議事の4番についても以上で終了とさせていただきます。

それでは議事5番、登録更新につきまして、議題に入らせていただきたいと思います。

～更新登録申請 非公開～

(会長)

以上で本日の議事の方、すべて終了となります。最後にその他、ということでも、委員の皆さまから何か、ございませんでしょうか。

(委員)

すみません、前回の会議の時に法改正があって、利用の対価の上げ幅の話が出ていたと思うんですけど、支局さんに聞いた方がいいかと思うんですけど、料金を上げるための根拠となる資料というのは、こういったものを提示させていただいたらいいのか、というのがひとつと、それと前回の会議に出ていた、一気に上げられないので、どの程度までを上げていかせていただいたらいいのか。よろしくお願いいたします。

(運輸支局)

対価の件ですよね。これ、比較的最近改正されまして、今まではタクシー運賃の5割まで、とかだったんですけど、8割まで認められるようになったと思うんですけど。

どういう根拠指標が、というところでは即答できないんですけど。その中で人件費がどれくらい、経費がどれくらいかかるので、その人にはこれくらいの対価になります、というような説明の仕方になってくるかと思えますけれど。どの資料が、って言われると、ケースバイケースとなってくるかなと。

(委員)

口頭の説明でいいんですか？ それか何か書面が必要になってきますか？ 対価の変更の場合は。

(運輸支局)

支局に提出してもらった申請書の話ですか？

(委員)

支局もそうだし、ここでの協議も含めてですけど。

(会長)

そうですね。協議する場合にはある程度何かしらの資料があった方が、皆さん理解しやすいかと思えます。

(委員)

事業所ごとに「こんな感じです」というのでいいんですか。

(会長)

基本的には今のところそうだと思います。

(委員)

書式がある訳でもない。

(会長)

はい。

(委員)

一応対価にのせられる科目とか、そういうのって、決まっていたよね？

科目と言うか、例えば人件費とか、人件費は加算の対象になるけど、これはだめだとか、あったと思うんですけど。ちょっと細かく覚えてないんですけど。

(運輸支局)

赤字になってでもやれ、っていう訳ではないので。当然、かかる経費がある訳で、それは経費として設定していただくんですけど。普通のタクシー運賃は利益が出るようになってるので、それだと営利目的ということになってしまうので、それはできないんですけど、人件費だとか燃料費だとか必要経費が増えていくと、その事業が成り立たなくなってしまうので、そこは、これだけ必要経費がかかったので、対価はこれだけです、としてもらったらいいと思いますけど。

(委員)

上限は？

(運輸支局)

上限はタクシー運賃の8割まで。

(委員)

8割まで…。

(運輸支局)

すみません、今ちょっと資料がないのであれですけど。

(委員)

タクシー会社は今タクシー高齢者割引1割してるから9割になりますか。あんまり変わらないですよ。それで営利目的じゃないか営利目的か、判断が困りますよね。8割まで上がると。

(運輸支局)

それはひとつの目安ですので、そこは、会議の場で皆さんで議論していただければ。

(委員)

前回はそうでしたけど、一度に8割まで上げてしまうと利用する側からするとかなり増えてしまうので、上げるならちょっとずつ上げようって話だったと思うんですけど。例えば何か目安があるんですかね。もうそれは事業者に任せて、ここで…。

(会長)

事業者さんが対価を上げたいということで、ここで議論させていただいて、いや、もうちょっと抑えた方が、って話になるかもしれないですし…。

(委員)

イチかバチか、ですか。それが通らなかったらまた変更して協議という、その繰り返しをさせてもらったらいいという。

(会長)

そういうことですねえ。

(委員)

あとその料金に関して、今どこの事業所さんも、たぶん統一料金、事業所ごとに統一というか、何キロまではいくらという。例えば割引料金とか、そういう設定はできるんですかね。

(運輸支局)

えっと、具体的にどういう…。

(委員)

一般的には長距離割引とかね。今考えているのが、透析患者さんの負担が、料金を上げると負担が大きくなってくるので、例えば、透析患者さんの場合は何割引とかにします、とか。できたらそれは市の方で補填してくれたらいいんですけど。そういう料金設定っていうのはできるんですかね。

(運輸支局)

それも、協議していただいて…。

(委員)

ここで諮って、っていうかたちですか。

(委員)

市の方から補填してもらったら。タクシー業種の金券とか補填してもらって、従来の長距離とかはプロに任せてもらう、っていうのも、市さんも考えてもらった方がいいのではないですか。

(運輸支局)

そこは私からもお願いしたいところではありますが、有償で人を運ぶということはコストがかかりますので、そこはまずタクシー会社さんにまずはお任せいただく。タクシー会社さんにできない部分を自家用有償運送が補完する。そういう位置付けです。

(委員)

現実、透析患者さんなんて頻度が高いので、かなり圧迫するなあ、ってかたちになるんで。そのへん、ある程度考慮していかないと、それこそ透析に行かれないって話になったり、払えないって話になったりするわけで。考えていかないとだめかなと思うんですよね。

(運輸支局)

なかなか難しいですね。介護が必要になるとか、特殊な状況では。

(事務局)

失礼します、障がい福祉課の稲垣と申します。伊賀市に関しましては、今おっしゃっていただいておりますタクシー券とか、ガソリン券につきましてなんですけれども、これまで要望の多い移動に関するサービス、これにつきましては令和3年の4月からこれまで年間7200円のところを倍額とさせていただきまして、14,400円というかたちで調整をさせていただいております。この金額につきましても、いろいろ市の手当関係を整理しながら上げさせていただいた金額となっておりますので、倍額とさせていただいた状態で助成させていただいております。

(会長)

ありがとうございます。運賃の設定につきましては、なかなか難しいところがありまして、先ほど北森さんからありましたように、高齢者割引をやっているタクシー事業者さんにとっては「8割!？」っていう話を別のところでも聞いたことがありまして。さすがに僕も8割まで上げてしまうのは、上げすぎなんじゃないかなという気もしないでもないです。

透析患者さんの話もありました。透析の頻度が高いのは存じ上げているので、そのあたりは考慮してもいいのかな、というのは個人的には思っているんですけど。最終的に決めるのは会議で、皆さんに議論していただいて、割引等決定していくことになるかなと思いますので、その際には皆さん、ご検討いただければなと思っております。

ただ、かなり前、5割っていう時には、色んな事業者さん、福祉有償、昔は過疎地有償って言っていましたが、かなり運営は厳しかったということを知っていますので、多少は上げざるを得ないのかなと。特に現在だと人件費とか高騰していますので、上げざるを得なくなっているのかなと思います。ただ上げすぎてしまうと、既存のタクシー事業者さんの経

営を圧迫してしまうということがあり得るので、そうなってはいけない。先ほど説明がありましたように、まずはタクシー事業者さんの方で検討していくところがベースになっていますので、それだけは皆さん、念頭においていただきたいと思います。

そのほか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。事務局の方から何か、ございませんでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます、それでは以上で議事の方は終了となります。司会を事務局の方へお返しします。

(事務局)

ご協議、ありがとうございました。

次回の運営協議会は令和7年1月頃の開催を予定しておりますので、決定次第文書でご案内を送らせていただきますので、よろしく願いいたします。また、座席に費用弁償調査票を置かせていただいておりますので、本日の交通手段についてご記入ください。ご記入が終わりましたら、そのまま席に紙を置いておいてください。事務局からは、以上になります。

(会長)

すみません、最後に。皆さん、どうもお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。以上を持ちまして、2024年度第1回伊賀地区福祉有償運送等運営協議会の方は終了とさせていただきます。どうも皆さま、ありがとうございました。